

大阪狭山市監査委員告示第 5 号

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

平成 2 9 年(2017年) 1 0 月 2 7 日

大阪狭山市監査委員
北 井 末 廣
徳 村 賢

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

(1) 教育部学校教育グループ

- ・ 学校教育管理事業
- ・ 就学事務事業
- ・ 教育相談事業
- ・ 教育研究事業
- ・ 教職員研修事業
- ・ 支援教育事業
- ・ 学校園地域連携推進事業
- ・ 英語教育支援事業
- ・ 就学支援相談事業
- ・ 読書eプラン推進事業
- ・ 学習支援チューター事業
- ・ 学校教育自立支援通訳事業
- ・ 中学校部活動支援人材活用事業
- ・ 学力向上推進事業
- ・ 生徒指導支援事業
- ・ 体力向上推進事業
- ・ 学校まるごとパック事業
- ・ キャリア教育推進事業
- ・ 家庭教育支援事業
- ・ 学校評価・支援事業
- ・ 中学校区元気あっぷ事業
- ・ 学校教科用図書選定等事業
- ・ 学校ホームページ作成支援事業
- ・ 家庭学習バックアップ事業
- ・ 発達障がい早期支援研究事業
- ・ ICT活用推進事業
- ・ 道德教育推進事業
- ・ ふるさと狭山発見事業
- ・ 人権教育研究推進事業
- ・ 児童生徒教職員検診事業
- ・ 学校保健会事業
- ・ フリースクールみらい運営事業
- ・ フリースクールみらい施設管理事業
- ・ 小学校運営事業
- ・ 児童教育事務委託事業
- ・ 災害共済事業
- ・ 就学援助事業
- ・ 中学校運営事業
- ・ 災害共済事業
- ・ 就学援助事業

(2) 教育部教育総務グループ

- ・教育委員会管理事業
- ・教育振興事業
- ・教育総務管理事業
- ・学校図書館整備事業
- ・小学校運営事業
- ・施設管理事業
- ・コンピュータ設置事業
- ・小学校図書館整備事業
- ・安全対策事業
- ・災害共済事業
- ・小学校教育振興事業
- ・小学校整備事業
- ・支援教育環境整備事業
- ・中学校運営事業
- ・施設管理事業
- ・コンピュータ設置事業
- ・中学校図書館整備事業
- ・災害共済事業
- ・中学校教育振興事業
- ・中学校整備事業
- ・支援教育環境整備事業

2 監査の範囲

平成29年4月1日から平成29年10月31日までの財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成29年11月10日から平成29年11月24日まで

4 実施した監査手続

財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを主眼とし、当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

第2 監査の結果

財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められた。しかし、教育部学校教育グループの一部の事務において、改善を要する事項が見受けられたので、今後はこれらに十分留意し、事務を執行されたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定によりその旨通知されたい。

指摘事項等

【教育部学校教育グループ】

契約に係る事務処理において、設計書（積算書）が添付されているにもかかわらず、情報公開条例第6条第5号による部分開示の扱いとなっていない起案書が見受けられたので、今後は適正な事務処理を行うよう改められたい。

定期監査結果報告書

第 1 監査の概要

1 監査の対象

市立南第三小学校

2 監査の範囲

平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日までの財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成 2 9 年 1 1 月 1 0 日から平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日まで

4 実施した監査手続

財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを主眼とし、当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

また、備品台帳から 5 種類 8 品を抽出し、現品との照合によりその保管状況について確認を行った。

第 2 監査の結果

市立南第三小学校の財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められた。

今後も引き続き適正な事務の執行に努められたい。